

令和7年度信州つなぐ物語事業業務委託仕様書（案）

本業務仕様書は、長野県が行う「信州つなぐ物語事業」を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和7年度信州つなぐ物語事業業務

2 事業目的

本事業は、地域にある魅力的な「ヒト・コト・モノ」を「物語（ストーリー）」として発信するプログラムを実施することで、都市部の若者等の「共感」を呼び、人と人がつながり、さらに新たな人を地域へ呼び込む仕組みをつくり、多様な人の呼び込みと関係人口創出拡大を目的に実施するものである。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書による他、下記の関係法令等を遵守し行う。

- （１）長野県財務規則及び諸規則
- （２）契約書
- （３）その他関係法令及び通達

4 委託期間

契約日から令和8年3月23日まで

5 事業概要

長野県内市町村と都市部若者等からの地域とのつながりづくりに関する相談に対応する窓口を設置するとともに、県内のヒト・コト・モノとの交流により魅力発信をすることで関係人口を拡大していくプログラムを実施する。また、プログラムの成果を広めるとともに、プログラムを通じてつながった人々等と地域とのつながりを深めるイベントを開催する。

6 業務の内容

以下に掲げる業務の企画、実施にあたっては、事業の効果を最大限高める手段を検討するとともに、委託者と十分協議の上、協働して実施すること。

（１）つなぐ窓口の設置

ア つなぐ窓口の管理・運営

- ・ 県内市町村と都市部若者等からのつながりづくりに関する相談に対応する窓口を設置すること。
- ・ 窓口の名称及び対応時間は、県と協議の上決定すること。

- ・ 窓口の設置方法はオンライン窓口も可能とする。
- ・ 対応内容は以下のとおり

【内容】

- ・ 市町村からの関係人口創出に関する相談や、地方に関わりたいと考えている都市部若者等（以下、「都市部若者等」という）からの相談対応。想定する主な内容は以下のとおり。
 - ① 都市部若者等に対する県内市町村が実施する関係人口創出事業の情報提供
 - ② 県内市町村に対する関係人口創出に向けた助言（都市部若者等の傾向等に関する情報提供等）
 - ③ 本事業のプログラムに関する問合せ

（２）関係人口創出プログラムの実施

ア プログラムの企画・実施

- ・ 都市部若者等が、県内の魅力あるヒト・コト・モノの「取材」をし、参加者独自の発信を行うことで、県外者に共感の輪を広げ、関係人口を創出するためのプログラムを実施する。

事業は3か月の間に5つのプログラムを実施し、それを1クールとカウントし、計2クール実施すること。また、1クール終了ごと報告会を兼ねた交流イベント（以下、「イベント」）を開催すること。イベントについては、6（3）に記載する。

なお、取材対象地域のうち1つ以上は南信州地域振興局エリアを対象とすること。

【参加対象者・費用】

- ・ 長野県外（特に都市部）に在住の20歳代～40歳代をメインターゲットとする。
- ・ プログラムへの参加費（参加者自身の交通費や滞在費等の自己負担は除く）は原則無料とすること。

【取材対象】

- ・ 対象地域：長野県内
- ・ 地域のヒト・コト・モノ、主に地域のキーパーソンを取材対象とする。
- ・ 取材対象の人物等に対し謝金等を支払う場合は委託料から支出すること。
- ・ 対象の選定にあたっては、県が候補を挙げるほか、受託者からも提案できることとし、協議の上決定する。なお、取材対象地域のうち1つ以上は南信州地域振興局エリアを対象とすること。

【プログラム内容】

- ・ プログラム参加者が地域資源を「取材」し記事にすることで地域への愛着を育み、継続的な関係人口となるような機会を創出する。
- ・ 参加者は、設定した対象を取材し、参加者独自の表現方法（ブログ、イラスト、写真、動画等）により、SNS等で発信することをゴールとする。
- ・ 発信する媒体は、県が保有するHPやSNS等を使用できる他、ターゲット層の共感を呼び、関係人口創出拡大につながるよう、効果的な発信手法を提案すること。

- ・ 取材方法は、対象地域への訪問及びオンラインによるものも可能とするが、参加者が地域のヒト・コト・モノの魅力に触れ、交流が深まるよう工夫すること。（通信費及びオンライン会議ツールの使用料は委託料に含まれるものとする。）
- ・ プログラムの実施にあたって、会場や滞在場所の借り上げを実施する場合は、使用料等の経費を委託料から支出すること。
- ・ 県と協議の上、信州首都圏総合活動拠点（以下、「銀座NAGANO」という）を実施場所として使用することができる。

【参加者募集】

- ・ プログラムの参加者募集について、ターゲット層に訴求するような媒体、手法を検討の上、実施すること。
- ・ 参加者の受付は受託者が行い、個人情報適切に管理し、円滑に業務が執行されるよう参加者に対する連絡や説明等適切に対応すること。

【プログラム数】

- ・ 3か月間で5プログラムを1クールとしてカウントし、計2クール（合計10プログラム）以上を実施すること。

イ コーディネーターの配置

- ・ 当プログラムをコーディネートする者を配置し、県と連携の上、プログラムを運営すること。
- ・ 地域との交流や、地域の魅力発信の実施にあたって、プログラムの参加者に対し、情報提供や助言、相談対応等を実施し、地域との関係性を円滑に築くことができるようサポートを行うこと。
- ・ コーディネーターは、県と月に一回程度のオンラインミーティングを行い、プログラムの企画・実施状況等について情報共有すること。
- ・ コーディネーターは、6（1）アの業務を兼ねることができる。

（3）報告会を兼ねた交流イベントの開催

ア イベントの企画・開催

- ・ プログラムの成果として、最低でも1クールごと1回、計2回の報告会を首都圏で開催するとともに、適切な時期を見て、中京圏でも最低1回は開催すること。
- ・ イベントは、プログラムを通じて生まれた成果の報告に加え、繋がった関係人口の交流を深め、更なる関係人口創出に結びつけるため、取材対象者及びプログラム参加者のほか、参加者以外の都市部若者等も参集する交流イベントとして企画すること。

イベントの詳細は、県と協議の上、決定する。

【内容】

- ・ イベントの企画にあたっては、県やプログラム対象地域等と連携の上、イベント参加者のほか都市部若者等と地域の交流を促進するような内容を検討すること。
- ・ イベントの開催にあたり、登壇者等に対し謝金等を支払う場合は委託料から支出すること。

【イベント開催場所】

- ・ 会場については提案することとし、県と協議して決定すること。調整により銀座 NAGANO の利用も可能である。
- ・ 会場を借り上げて実施する場合は、使用料等の経費は委託料から支出すること。

【イベントの開催方法】

- ・ イベントは原則会場開催とするが、状況に応じてオンライン併用による開催にも対応すること。
- ・ イベントの参加費は原則無料とすること。

【参加者募集】

- ・ イベントの参加者募集については、ターゲット層の集客に効果的な媒体、手法を検討の上、実施すること。
- ・ イベント参加申込の受付、取りまとめ等の業務は受託者が行うこと。個人情報 は適切に管理し、参加者に対して必要な連絡を適宜行うこと。

(4) アンケートの実施

- ・ 参加者に対し、プログラム参加前と参加後の本県への関心度向上を図るアンケートを実施すること。
- ・ アンケート項目は、事前に県と調整すること。

8 事業目標

- ・ プログラム参加者：10 名以上
- ・ プログラムの参加者が魅力発信のために制作した成果物（記事等）：20 以上
- ・ イベント（計 3 回）の一般参加者（オンラインも含む）：30 名

9 提出書類及び成果品等

(1) 成果報告書

事業の完了にあわせ、活動の記録、成果と実績、活動所感等を取りまとめ、成果報告書として電子データで提出すること。提出された成果品は県に帰属する。

(2) 提出期限

委託業務完了後 10 日以内

(3) 提出方法

長野県企画振興部地域振興課信州暮らし推進係あて、電子メール (iju@pref.nagano.lg.jp) で提出

10 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

11 疑義について

- (1) 仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議して決定する。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

12 留意事項

(1) 著作権の取扱い

本委託業務の実施による文章、画像その他一切の著作権については、原則として全て委託者が保有するものとし、委託者は事前の連絡なく加工及び2次利用できるものとする。また、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。受託者は、成果品に係る著作者人格権を有する場合においても、これを行行使しないものとする。

(2) 秘密保持

本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を準用するとともに、個人情報保護に関する法令を遵守すること。

(3) その他留意点

制作物等が他者の所有権や著作権を侵害しないよう配慮すること。また、肖像権の侵害が生じないようにすること。SNSツールの利用に当たっては、誤解を招く表現や事実の確認等の面で十分に配慮すること。

13 その他

業務の実施に当たっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うものとする。また、本仕様書に明示無き事項又は疑義が生じた事項の取扱いについて、委託者及び受託者が協議するものとする。